羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)



令和3年7月号 vol.81

7月14日は、我が家にムギとホップを迎えての3周年になります。 最近のムギくん 「夜中のニャンニャン攻撃で起こされ寝不足になります」 最近のホップくん 「ご機嫌悪いと床などにオシッコします」 どちらも困っていますが、それ以上に、ムギとホップとの暮らしから得ている幸せは大きいものが あります。この幸せを糧にお仕事を頑張ります(^-)-☆。



"走る税理士"が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

コロナ禍でもM&Aは増加傾向にあるようです。中小企業でも高齢化による後継者難により、今後ますますM&Aは注目されてくると思います。令和3年の税制改正で、M&Aを後押しする減税措置が創設されています。

"M&Aにともなう株式購入価額の7割を損金にできます"

M&Aは、一般的に多額の資金を要する一方で、簿外債務といって決算書に載っていない債務があとから出てきたりとリスクがあると言われています。このM&Aを税制面から後押しする措置として「中小企業事業再編投資損失準備金制度」が創設されました。

本制度の最大の特徴は、「M&Aにより株式等を購入(取得価額10億円を超える場合は除く)した場合に、株式等の取得価額の70%以下の金額を購入年度に損金にできる」というものです。

主な要件は以下のとおりです。

- ○経営資源集約化措置が記載された経営力向上計画の認定を受けること。
- ○買い手、売り手ともに中業企業等経営強化法の中小企業者であること。
- ○初年度で損金算入した準備金は5年間の据え置き後、その後の5年間で均等で益金とすること。

損金とした金額は結果的には益金とはなりますが、税金の繰り延べ効果は大きいものになります。

「今月の本の紹介」

「新•相対性理論」

~人生を変える時間論~

(百田 尚樹 著・新潮社)

世の中のすべてのことを時間を基準に見つめなおした著者の視点から、はっと気づくことが多かった一冊です。

読み終わって、今の自分に残された時間は、せいぜい4割。もう砂時計の6割は下に落ちてしまった。これまでの時間の使い方はどうだったのかは別として、残りの4割をいかに無駄なく人生に投入していくか、しっかり考えて生きていかなければという強い思いが残りました

た。 今やるべきことを今やりましょう。時間は有限です。

「気まぐれ簡単レシピ」

<梅だれ豆腐ステーキ>

- ・木綿豆腐 1丁 →水切りして、塩、コショウ、片栗粉をまぶす・ミニトマト 6個 →4等分カット
- ・ポン酢 大2、梅 1個(たたく)、オリゴ糖(又は蜂蜜)小1 \rightarrow 混ぜ合わせる(A)
- ·大葉 5枚 →千切り
- ①フライパンで豆腐の両面を焼き色がつくまで焼く。
- ②器に盛り(A)をかけ、大葉をのせる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所